

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規則	福島県財務規則の一部を改正する規則	三五	福島県選挙管理委員会	
	福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	三五	福島県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について訂正の届出があった件	三六
告示	福島県人事委員会		県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	三六
公告	専決処分した予算の要領を公表する件	三五	県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	三六
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	三六	宅地建物取引主任者資格試験を実施する件	三六
			雑 報	

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則及び福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月六日

福島県規則第七十一号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

福島県知事 佐藤 雄平

第百十四条の表中「監査総務課監査主幹」を「監査総務課副課長」に改める。

別表第六総務部の項中「総務課のうち知事が指定する者の職 物品取扱員」を「総務課のうち知事が指定する者の職 現金取扱員」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(入札監理課)

福島県規則第七十二号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則(昭和三十五年福島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(二)中「二、三三六、〇〇〇円」を「二、三六六、〇〇〇円」に改め、同表の六の2中「五〇〇、〇〇〇円」を「五一〇、〇〇〇円」に改め、同表の十二の2中「一三七、〇〇〇円」を「一三七、五〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(災害対策課)

告 示

福島県告示第四百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年六月六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道金山 新地停車場線	相馬郡新地町大字福田 字辻二番一地从先から 同 郡同 町大字福田 字辻三一番地先まで	変更前	一三・二一	一一八・五
		変更後	一三・二一	一一八・五

福島県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年六月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 三九九号	相馬郡飯館村飯樋字大 西一〇五番地先から 同 郡同 村飯樋字大 西一〇六番地先まで	変更前	一五・〇 二〇・〇	七三・〇
		変更後	A 一五・〇 二〇・〇 B 一〇・〇 一五・〇	七三・〇 八三・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年六月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道小浜 字町線	南相馬市原町区青葉町 二丁目二一番地一地从 から 同 市原町区旭町二 丁目一九番地先まで	変更前	七・三 二〇・〇	五九〇・〇
		変更後	一六・〇 二二・八	五九〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年六月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道金山新地停車場 場線	相馬郡新地町大字福田字辻二一番一地从先から 同 郡同 町大字福田字辻三二番地先まで	平成二〇年 六月六日

(道路計画課)

公 告

公告第二百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、平成二十年三月三十一日専決処分した平成十九年度の福島県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。
平成二十年六月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成19年度福島県一般会計補正予算（第5号）

1 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	1 県 民 税	243,580,200	202,230	243,782,430
	2 事 業 税	69,513,000	△129,832	69,383,168
	3 地 方 消 費 税	73,630,000	△111,563	73,518,437
		19,769,000	△139,345	19,629,655

(単位千円)

2 地方消費税 清算金	1	地方消費税 清算金	39,299,552	17	39,299,569																				
		3 地方譲与税	1	地方譲与税	5,560,000	29,529	5,589,529																		
				1	地方道路 路税	5,200,000	42,961	5,242,961																	
					2	石油ガ ス譲与 税	340,000	△7,936	332,064																
						3	航空機 燃料 譲与 税	20,000	△5,496	14,504															
							5 地方交付税	1	地方交付税	222,963,843	△263,837	222,700,006													
									4 不動産 税	1	不動産 税	5,641,000	140,385	5,781,385											
											5	県たば こ税	4,488,000	20,676	4,508,676										
							6	ゴルフ 場 利 用 税				918,000	754	918,754											
								7				自動車 税	32,726,000	26,236	32,752,236										
												8	鉱区 税	12,200	528	12,728									
													9	核燃料 税	3,917,000	192	3,917,192								
														10	自動車 税	6,486,000	94,444	6,580,444							
															11	軽油引 取税	25,367,000	299,206	25,666,206						
																12	狩猟 税	79,000	455	79,455					
14	固定資 産税																463,000	453	463,453						
	15	廃棄物 業 税	571,000														△359	570,641							
		6 交通安全対策 特別交付金	1	交通安全対策 特別交付金													980,000	4,264	984,264						
				7 分担金及び 負担金	2												負担金	8,466,400	5,888	8,472,288					
						8 使用料及び 手数料											1	使用料	12,601,783	46,356	12,648,139				
																		2	手数料	3,187,117	15,764	3,202,881			
									9 国庫支出金	1									国庫負担金	41,198,008	7,642	41,205,650			
											2								国庫補助金	58,594,091	28,249	58,622,340			
							10 財産収入												1	財産収入	1,978,144	111,830	2,089,974		
								2												財産売却 収入	839,775	111,830	951,605		
												11 寄附金								1	寄附金	94,088	18,000	112,088	
													12 繰入金								2	基金繰入金	31,549,948	△4,813,046	26,736,902
														14 諸収入								1	延滞金、加算 金及び過料等	536,553	47,884
															2								預金利子	84,015	6,275

15 県 債	4 貸付金元利入	47,774,477	8,624	47,783,101
	6 収益事業収入	5,748,346	329,883	6,078,229
	8 雑入	2,867,802	65,948	2,933,750
15 県 債		89,760,400	4,148,500	93,908,900
	1 県 債	89,760,400	4,148,500	93,908,900
歳 入 合 計		837,152,073	0	837,152,073

2 地方債補正 (単位千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限度額	起債の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	償還の方法
退職手当債	7,000,000	1 借入方 普通貸 借又は債 券発行	年10%以内 (据置期間 を含む。)	6,844,100	1 借入方 普通貸 借又は債 券発行	起債日から 35年以内 (据置期間 を含む。)
共生のまち推進事業費	933,300	債券の発行価格は、知事が定める。	融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができる。	944,300	債券の発行価格は、知事が定める。	融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができる。
介護老人保健施設整備事業費	25,000	2 借入資金 政府資金 その他	年10%以内 (据置期間 を含む。)	24,900	2 借入資金 政府資金 その他	起債日から 35年以内 (据置期間 を含む。)
医科大学附属病院救命救急センター整備事業費	905,000	1 借入方 普通貸 借又は債 券発行	年10%以内 (据置期間 を含む。)	925,000	1 借入方 普通貸 借又は債 券発行	起債日から 35年以内 (据置期間 を含む。)
かんがい排水事業費	1,273,300	2 借入資金 政府資金 その他	融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができる。	1,272,700	2 借入資金 政府資金 その他	起債日から 35年以内 (据置期間 を含む。)
経営体育成基盤整備事業費	971,000	1 借入方 普通貸 借又は債 券発行	年10%以内 (据置期間 を含む。)	974,600	1 借入方 普通貸 借又は債 券発行	起債日から 35年以内 (据置期間 を含む。)
農地保全事業費	86,900	2 借入資金 政府資金 その他	融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができる。	86,500	2 借入資金 政府資金 その他	起債日から 35年以内 (据置期間 を含む。)
農道整備事業費	774,500	1 借入方 普通貸 借又は債 券発行	年10%以内 (据置期間 を含む。)	771,300	1 借入方 普通貸 借又は債 券発行	起債日から 35年以内 (据置期間 を含む。)
農村総合整備事業費	307,200	2 借入資金 政府資金 その他	融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができる。	305,000	2 借入資金 政府資金 その他	起債日から 35年以内 (据置期間 を含む。)

ふるさと農道緊急整備事業費	483,500	529,500	の利率)
ふるさと林道緊急整備事業費	1,338,600	1,472,600	の利率)
一般治山費	1,379,200	1,379,100	
災害関連治山費	146,300	157,400	
広域漁港整備費	72,000	71,800	
地域水産物供給基盤整備費	57,900	57,800	
漁港海岸保全費	104,500	104,300	
漁港環境整備統合事業費	22,500	22,400	
道路維持補修費	20,800	1,914,800	
橋りょう補修費(補助)	511,700	509,000	
緊急橋りょう改修費	84,000	86,000	
災害防除費(単独)	673,200	659,000	
交通安全施設等整備事業費(補助)	910,600	1,003,000	
道路整備事業費	57,200	177,200	
地方特定道路整備費	3,994,900	4,028,200	
緊急地方道整備事業費	3,322,900	4,436,700	
国道改築費	3,309,100	3,441,300	
地方道改築費	246,100	246,000	

国道第1種改良費	291,000	297,800							
防雪費	379,700	381,500							
凍害防止費	57,900	61,300							
災害防除費	160,200	165,100							
電線共同溝整備費	47,500	47,400							
河川改良費	199,300	197,400							
河川流域総合情報システム事業費	91,800	93,800							
広域基幹河川改修事業費	413,100	415,800							
広域一般河川改修事業費	45,900	45,800							
床上浸水対策特別緊急事業費(広域基幹)	1,600,000	1,599,900							
総合流域防災事業費	877,200	876,500							
高潮対策費	258,500	258,300							
木戸ダム建設費	1,189,000	1,193,400							
今出川総合開発建設費	10,700	10,600							
緊急砂防等災害関連費	137,400	136,500							
通常砂防費	403,500	407,900							
火山砂防費	267,000	269,900							
地すべり対策費	72,400	77,000							
急傾斜地対策費	120,200	119,800							
港湾環境整備費	123,300	123,200							
広域資源活用護岸整備費	207,900	207,800							
地域づくり交流促進事業費	352,100	351,100							
重要幹線街路費	353,800	353,500							
都市公園整備費	158,500	161,400							
警察施設費	551,800	563,300							
交通安全施設整備費	286,800	294,400							
大規模改造費	864,700	931,700							
国直轄道路事業費	12,990,400	13,450,900							
国直轄河川事業費	1,974,100	2,074,100							
国直轄砂防事業費	521,400	531,400							
国直轄港湾事業費	992,000	995,400							
海岸災害復旧費	101,700	98,800							
漁港災害復旧費	92,700	87,500							
土木災害復旧費	1,169,800	1,199,800							
港湾災害復旧費	12,600	11,100							
計	88,232,300	92,380,800							

(財政課)

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十年六月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年五月二十八日
- 二 名称
特定非営利活動法人みどりと花の大地学園
- 三 代表者の氏名
岡 征四郎
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市原町区仲町一丁目三十八番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者が健康で楽しく長生きしながら限らない人生の喜びを満喫するため、市民同士が学習や実習を通じて自然や大地の中でふれあい、自然を学び、自然を愛し、自然を守り育てながら、みどりや花や野菜づくり、きのこや山野草など野生資源の多面的な活用方法も幅広く探究し、おのこの生活にも役立てながら、みどりと花いっぱいのもちづくりを積極的に進めようとする。

（文化振興課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定に基づき提出された平成十九年四月八日執行の福島県議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書について、候補者の出納責任者から次のとおり訂正の届出があった。

平成二十年六月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威男

神山悦子

支出	訂正箇所		訂正後	訂正前
	正	箇所		
交通費	24,867		0	
今回計	2,915,194		2,890,327	
総計	2,915,194		2,890,327	

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年六月六日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第二十七号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福島県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表相馬市の項中

「市民会館 館長」を「市民会館 館長」に改め、同表二

本松市の項中「課長 室長」を「課長」に改め、同表田村市の項の次に次のように加える。

南相馬市

議会事務局

市長部局

会計管理者部局

会計課

教育委員会

教育委員会事務局

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

監査委員事務局

区役所

総合病院

小高病院

訪問看護ステーション

高松ホーム

事務局長 事務局次長

室長 部長 部次長 課長

会計管理者

課長

教育長

事務局長 理事 事務局次長 課長

事務局長

事務局長

事務局長

区役所長 課長

院長 副院長 診療部長 副診療

部長 科長 医長 技師長 薬局

長 看護部長 副看護部長 事務

長 事務次長

院長 副院長 診療部長 科長

医長 事務長

所長

園長

小学校 校長 教頭
 中学校 校長 教頭
 図書館 館長 (原町図書館に限る。)
 博物館 館長

別表伊達市の項中「市長部局 部長 次長 課長 室長 秘書係長 職員係長」を「市長部局 部長 次長 課長 室長 秘書係長 職員係長」に改め、同表本宮市の項中「福祉事務所長」を「市長公室長 福祉事務所長」に、「課長 子育て支援室長」を「課長」に改め、同表伊達郡桑折町の項中 保育所 幼稚園 園長 を「農業委員会事務局 事務局長」に改め、同表南会津郡下郷町の項中「教育委員会事務局 班長」を「教育委員会事務局 教育次長」に改め、同表耶麻郡磐梯町の項中 診療所 会 事務局長 次長 課長 室長 を「教育委員会事務局 次長 課長 室長」に改め、

同表耶麻郡北塩原村の項中「課長 室長」を「課長」に改め、同表大沼郡三島町の項中「町民センター 所長 生活工芸館 館長 を「町民センター 所長」に改め、同表大沼郡金山町の項中「参交流センター 所長」を「横田出張所 所長」に改め、同表西白河郡西郷村の項中「課長 室長」を「課長」に改め、同表西白河郡泉崎村の項中「村長部局 課長」を「村長部局 課長 室長」に改め、同表石川郡古殿町の項中「中学校 校長 教頭」を「中学校 校長 教頭」に改め、同表田村郡三春町の項中「老人ホーム 園長」を「老人ホーム 園長」に改め、「中学校 校長 教頭」を「中学校 校長 教頭」に改め、同表双葉郡楡葉町の項中「教育次長」を「課長」に、「保育所 園長」を「あおぞらこども園 園長」に、「中学校 校長 教頭」を「中学校 校長 教頭」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十年六月六日

福島県人事委員会規則第二十八号

福島県人事委員会
 委員長 新城 希子

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

(総務審査課)

別表中「空港担当理事 理事」を「理事 文化スポーツ局長 観光交流局長」に、「総括参事 部参事 参事」を「部次長 出納局次長 文化スポーツ局次長 観光交流局次長 部参事 課長 室長 企業誘致担当参事」に、「主幹 副主幹 知事公室秘書グループの主幹及び主任主査 同グループの主査、副主査及び主事(知事又は副知事と行動を共にする者に限る。)」知事公室政策調査グループの主幹及び主任主査(福利厚生グループ及び主事(福利厚生グループ及び主任主査)を「総括主幹 知事公室秘書課の副課長及び主任主査 同課の主査、副主査及び主事(知事又は副知事と行動を共にする者に限る。)」同室政策調査課の主幹及び副課長 同室広報課の総括担当の主幹 財務総室財政課の主幹、副課長及び主任主査 人事総室の副課長、主任主査及び主査(職員厚生課に置かれる者を除く。)) 同総室の人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事(職員厚生課に置かれる者を除く。)) 文書管財総室文書法務課の法令審査担当の主幹及び主任主査」に、「企画調整総務領域計画評価グループの長期総合計画担当の主幹 出納局公金管理グループの主幹及び副主幹」を「企画調整総室企画調整課の企画調整担当の主幹 出納局出納総務課の公金管理担当の主幹」に、「室長 副部長」を「室長 副部長 副室長」に、「原子力等立地地域振興事務所 所長」を「原子力等立地地域振興事務所 所長 次長」に、「障がい者総合福祉センター 所長 次長」に、「障がい者総合福祉センター 所長 次長」を「障がい者総合福祉センター 所長 次長」に、「流域下水道建設事務所 所長 次長」を「流域下水道建設事務所 所長 次長」に、「総括参事 参事 庁主幹」を「教育次長 庁参事 課長 室長 庁主幹」に、「人事担当の主幹、副主幹、主任管理主事及び管理主事 主幹 副主幹 教育総務領域総務企画グループの人事担当の主幹主査及び主査 同グループの人事についての企画立案担当の副主査及び主事 同領域人事管理グループの主幹、副主幹、主任主査及び主査 同グループの人事又は

給与についての企画立案担当の副主査及び主事」を「教育総務課の人事担当の副課長、主任主査及び主査 同課の人事についての企画立案担当の副主査及び主事 職員課の人事担当の主幹、副課長、主任主査、主任管理主事、主査及び管理主事 同課の人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事 学校経営支援課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事」に、「人事委員会事務局一事務局局長 総括参事 参事 主幹 副主幹 主任主査 主査」を「人事委員会事務局一事務局局長 事務局次長 課長 副課長 主任主査 主査」に、「監査委員事務局一事務局局長 総括参事 参事 監査参事 監査主幹」を「監査委員事務局一事務局局長 次長 課長 監査参事 副課長」に、「労働委員会事務局一事務局局長 総括参事 参事 主幹 副主幹」を「労働委員会事務局一事務局局長 事務局次長 課長」に改め、同表備考二中「主幹及び副主幹」を「副課長」に、「主幹 副主幹」を「課長 副課長」に、「参事 主幹」を「監査参事 副課長」に改め、「監査主幹」を削り、同表備考二を同表備考三とし、同表備考一の次に次のように加える。

二 この表において「部次長」とは、福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）第二十二條の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

雑 報

財団法人不動産適正取引推進機構理事長から福島県報への登載の依頼があったので、次のとおり登載する。

平成二十年六月六日

福島県知事 佐藤雄平

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六條の二第一項の規定による福島県知事の委任に係る平成二十年宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成二十年六月六日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 望月薫雄

一 試験の日時 平成二十年十月十九日（日）午後一時から午後三時まで（宅地建物取引業法施行規則（昭和三十三年建設省令第十二号）第十條の五第六号の規定により、登録講習修了者証明書の交付を受けた者（以下「講習修了者証保有者」という。）については、午後一時十分から午後三時まで）

二 試験の場所 受験申込受付の際、指定する。

三 試験の内容

1 内容 おおむね次の事項について行う。ただし、講習修了者証保有者については、

(一) 及び(五)に掲げる事項を免除する。

(一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

(二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

(三) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

(四) 宅地及び建物の需給に関する法令に関すること。

(五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

(六) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

(七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

2 出題法令の適用期日 平成二十年四月一日現在施行されている法令

四 試験の方法及び出題数

1 方法 四肢択一式の筆記試験による。

2 出題数 五十問（講習修了者証保有者については、四十五問）

五 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

六 受験申込み 1 インターネットによる申込み

(一) 試験案内の掲載

ア 掲載期間 平成二十年七月一日（火）から同月十五日（火）まで

イ 掲載場所 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ（<http://www.reio.or.jp>）

(二) 申込期間 平成二十年七月一日（火）午前九時三十分から同月十五日（火）午後九時五十分まで

(三) 申込方法

ア 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ（<http://www.reio.or.jp>）にアクセスし、受験申込画面において必要な事項（講習修了者証保有者については、登録講習修了者証明書（登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの）に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号等を含む。）を入力する。

イ 顔写真ファイル（平成二十年四月一日以降に撮影した無帽、正面向き、無背

景でJPG形式のもの）を添付する。

(四) 受験手数料 受験手数料の額 七千円

イ 納入方法

2 郵送による申込み
財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより、又はコンビニエンスストアより納入すること（事務手数料は、本人負担とする。）。

(一) 試験案内及び受験申込書の配布
ア 配布期間
平成二十年七月一日（火）から同月三十一日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び同月二十一日は除く。

イ 配布場所
社団法人福島県宅地建物取引業協会本部及び各支部

(二) 申込期間
平成二十年七月一日（火）から同月三十一日（木）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。

(三) 提出書類
ア 受験申込書（所定欄に、受験手数料納入済を証する振替払込受付証明書又は銀行振込受付証明書を貼ったもの）

イ 顔写真一葉（平成二十年四月一日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景で縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの大きさのもの。ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが三・二センチメートル以上三・六センチメートル以下の大きさのもの）
ウ 講習修了者証保有者については、ア及びイに掲げるもののほか登録講習修了者証明書（登録講習修了試験合格年月日が試験実施前三年以内のもの）

(四) 受験手数料
ア 受験手数料の額
七千円

イ 納入方法
受験申込前に、所定の振替用紙又は銀行振込用紙により、ゆうちょ銀行（郵便局）又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行口座に払い込むこと（払込手数料は、本人負担とする。）。

(五) 郵送先及び郵送方法
社団法人福島県宅地建物取引業協会の福島、郡山、白河、会津若松、相双及びいわきの各支部のいずれかあてに配達記録郵便で申し込むこと。

七 合格発表

1 発表の期日
平成二十年十二月三日（水）

2 発表の方法
福島県土木部建築総室建築指導課、社団法人福島県宅地建物取引業協会の本部並びに福島、郡山、白河、会津若松、相双、いわき、須賀川、伊達、安達及び喜多方の各支部に合格者氏名を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

八 試験に関する問い合わせ先

社団法人福島県宅地建物取引業協会本部（福島市北五老内町一番三号 法曹ビル）
電話〇二四―五三一―三四四五
（建築指導課）